

重要事項のご説明

この書面は「Smile Support あんしん+α」に関する重要事項についてご説明しています。
お申込み前にならばお読みの上、お申込み下さいますようお願いいたします。

① サービスの概要

基本プラン（原状回復補償）

対象住宅において、原状回復費用のお客様（所有者）負担分を補償するサービスです。

オプションプラン（設備補償）

本サービスは対象住宅に設置されている対象設備が故障した際、その修理について補償限度額を上限に補償するサービスです。

※補償限度額を超える部分についてはお客様のご負担となります。

※修理が不能の場合は本体交換の対応となります。

※本サービス提供の為、当社（ピーエムサポート株式会社 以下「当社」）は当社を契約者、お客様を被保険者とする「住設機器保険」に加入します。

② サービスの仕組み

本サービスの仕組みは基本となる補償（主契約）とオプション（設備あんしんパック）となる補償の組み合わせとなります。

基本の補償（基本プラン）	オプションの補償（オプションプラン）
原状回復費用のお客様（所有者）負担分を補償	加入後 30 年以内の対象設備を一括して補償
基本料金：1,000 円/月 ※30 m ² 迄 以降、1 m ² 増毎に 100 円	オプション料金：2,000 円/月 ※オプションプランのみの加入はできません

対象住宅（申込可能住宅）

本サービスを申し込める住宅は、以下の条件をすべて満たす住宅となります。

1. 本サービスとは別に、お客様を委託者、当社を受託者とする「委託管理契約」または「特定賃貸借契約」を締結された住宅。（上記契約が解約となった場合は本サービスも終了となります。）※本サービスのみのお申込みはできません。
2. 本サービス開始日時点で築 30 年以内の住宅。
3. 本サービス申込日時点で入居済みの住宅。
4. 居住のみを目的として建てられた居住専用住宅

③ 対象設備（オプションプラン）

本サービスの対象となる設備は以下の設備群の内、対象住宅に設置されている設備です。

基本設備	キッチン	水栓・換気扇・ガスコンロまたは IH クッキングヒーター ※ガスコンロ、IH クッキングヒーターは卓上を除く
	浴室	水栓、換気扇、浴室乾燥機、浴室（ポップアップ排水栓、循環口）

	洗面室	水栓、換気扇、洗濯水栓、洗濯機パン
	トイレ	機能付便座、換気扇、便器、ロータンク、手洗器
	玄関・廊下・居室	インターホン（専有部）、ダウンライト照明、照明スイッチ
	外部	給湯器（エコキュート含む）
	居室	エアコン、床暖房

④ 補償の内容

補償内容および補償出来ない主な場合は下表のとおりです。

補償内容	
基本プラン （原状回復補償）	入居者退去時のお客様（所有者）負担分の原状回復費用を補償します。 クロス貼替え及び補修、フローリング補修・交換・上貼り、CF 貼替え・上貼り、エアコン清掃、巾木貼替え、その他小 工事（パッキン交換、電球・電池交換、菊割れゴム交換、排水エルボー交換、網戸の網交換、照明紐交換、スイッ チ・コンセントカバー交換等）
オプションプラン （設備補償）	取扱説明書等に従った正常な使用状態において、対象設備に故障または不具合が生じた際に、その修理について、 補償限度額を上限に補償します。 <補償対象となる故障・不具合の主な事例> ・ガスコンロが点火しない、異常燃焼する。 ・キッチン、浴室、トイレ等の換気扇が吸い込みしない。 ・キッチン、浴室、洗面室の水栓からの漏水。（パッキン、シャワーホース不良は除く） ・お湯が出ない、温度調節ができない。・お風呂の追い焚ができない（追い炊き機能がある場合） ・シャワートイレの機能部から水が漏れている。 ・シャワートイレのノズルが動かない。
補償できない主な場合	
基本プラン （原状回復補償）	原状回復工事の定義については、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に準拠しています。 ・入居者負担分 ・躯体や建具・設備の交換を伴うもの（各種扉や造作家具・エアコン・ウォシュレット・浴室乾燥機・インターホン・レン ジフード・ガスコンロなどの設備） ・バリューアップを目的としたリフォームやリノベーション ・お客様（所有者）及び入居者が加入している保険適用範囲の分 ・自己使用から賃貸に出す際の原状回復費用
オプションプラン （設備補償）	・凍結、紫外線等、自然環境による変形、焼け、破損、その他類似の損害。 ・対象設備に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、その他単なる外観上の損傷。 ・対象設備の経年による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ち、部品の脱落その 他類似の損害及びこれらを起因として生じた損害。 ・対象設備を代替品と交換した場合の撤去、廃棄、運搬に要した費用。 ・対象設備を修理するに当たり必要となった壁、床、天井またはタイル等の取り壊しと修復に要する費用。 ・消耗品（注）および付属品の交換費用および、これらを起因として生じた損害。 ・住設機器保険普通保険約款巻末の別表「対象設備ごとの故障・不具合」に定める「支払の対象とならない 故障・不具合の事例」による損害。注）消耗品は電池、充電電池、電球、替刃、針、フィルター、パッキン、ホース類や潤滑油、 充填ガス、不凍液、コーキング、シール等の消耗する部材。

⑤ 補償の限度額

1回の事故（故障）につき、事故発生時の対象設備の製造年の経過年数に応じて、以下の額を限度とします。

基本プラン（原状回復補償）	補償金額：30万円	
オプションプラン（設備補償） 補償金額：15万円	加入からの経過年数が10年未満の場合	補償金額の100%迄
	加入からの経過年数が10年以上20年未満の場合	補償金額の70%迄
	加入からの経過年数が20年以上30年未満の場合	補償金額の30%迄

※経過年数について：事故発生時における対象設備の経過年数の算出は以下の算式にて行います。

$$\text{〔経過年数〕} = \text{〔事故発生日〕} - \text{〔サービス開始日〕}$$

⑥ サービスの開始

本サービスの開始日は申込月、待機期間等により定まります。

申込月	待機期間	サービス開始日
当社がサービス申込を 受付した日が属する月	申込月の翌月より 2か月間	待機期間終了月の 翌月1日より

※待機期間中の原状回復及び設備の故障は補償されません。

※サービス料の口座振替は口座振替手数料220円が別途かかります

⑦ サービスの更新

本サービスの期間はサービス開始日より1年間となります。

サービス期間終了日の3か月前までに特段の申し出が無い場合は自動更新となります。

契約に付帯されているオプションの解除は、更新契約時のみ可能です。

⑧ サービスの解約

本サービスの期間はサービス開始日より1年間となります。

サービス期間中に中途解約される場合でも1年分のサービス料をいただきます。

⑨ 本サービスに関する同意事項

1.	当社は本サービス提供の為、お客様を被保険者とする「住設機器保険」に加入します。 (引受保険会社) 住生活少額短期保険株式会社（関東財務局長（少額短期保険）第74号） 所在地：東京都墨田区両国2-10-10 両国シティコア17階 電話番号：フリーダイヤル 0120-989-616 平日9:00～17:00（祝日および年末年始休業期間を除く）
2.	住設機器保険への加入にあたり、引受保険会社へお客様の個人情報を提供する事に同意願います。 ※引受保険会社ではお客様の情報を、保険引受審査・履行等に利用する他、事前に調査したうえで契約しました業務委託先企業に 預託することがございます。なお、法令で定める場合のほか、お客様の承諾無しに、他の目的に使用はいたしません。 詳細は、同社ホームページ「個人情報に関する取り扱いについて」をご覧ください。http://www.js-ssi.co.jp/privacy.htm
3.	本サービスの対象となる対象設備の故障修理における業者の選定、実施および当社が契約する住設機器保険の保険金請求、支払い等を当社に一任することに同意願います。

⑩ その他

■ 指定紛争解決機関

住生活少額短期保険(株)では保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である

一般社団法人日本少額短期保険協会と手続き実施基本契約を締結しており、保険に関する問題が

当事者間で解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

(指定紛争解決機関)

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額ほけん相談室」

フリーダイヤル 0120-821-144

受付時間 : 平日9:00～12:00、13:00～17:00（祝日および年末年始休業期間を除く）